

## オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和7年8月6日

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長 水野 克彦

### 1 調達内容

- (1) 調達件名 AutoCAD利用ライセンスの購入
- (2) 調達品等の特質・数量等 仕様書による。
- (3) 履行期間 仕様書による。
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

### 2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構九州地区における令和7・8年度物品購入等の契約に係る競争参加資格において、業種区分「物品販売」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

### 3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先  
〒810-8610 福岡県福岡市中央区長浜2-2-4  
独立行政法人都市再生機構 九州支社総務部経理課

電話 092-722-1014

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限 令和7年8月14日(木) 11時

②提出方法 持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記(1)と同じ。

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 否

(3) 見積りの無効 本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構九州支社住宅経営部企画課 担当：山田

電話 092-722-1022

以上

見 積 書

金

円也

ただし、(件名) AutoCAD利用ライセンスの購入

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所

氏 名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長 水野 克彦 殿

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名): \_\_\_\_\_

担 当 者(会社名・部署名・氏名): \_\_\_\_\_

※2 連絡先(電話番号) 1 : \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) 2 : \_\_\_\_\_

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

表

(押印省略)	(件名 AutoCAD 利用ライセンスの購入)	支社長 水野 克彦 殿	独立行政法人都市再生機構九州支社
--------	----------------------------	-------------	------------------

裏

封	
住所・連絡先	氏名
※登録番号	

- ※ 競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を記載すること。  
なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。  
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。
- ※ 押印を省略する場合は、封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

## AutoCAD 利用ライセンスの購入（仕様書）

## 1 調達範囲

- (1) AutoCAD 利用ライセンス（1年間） 16 ライセンス
- (2) インストーラ（WEB あるいは CD-R または DVD-R によるものとする）
- (3) 問合せ対応等サポート

## 2 履行期間及び納品場所

## (1) 履行期間

契約の翌日からとし、AutoCAD の利用期間は AutoCAD 利用ライセンス利用開始可能日から 1 年間とする。

なお、利用開始可能日は発注者の体制が整い次第、速やかに設定するものとする

## (2) 納品場所

発注者の九州支社及び出先事務所

## 3 対象アプリケーションの概要

項目	内容
製品名	AutoCAD
ベンダ	Autodesk Inc.
バージョン	納品時の最新バージョン バージョンの変更があった場合には、速やかに最新バージョンを提供すること。

## 4 ライセンス要件

- (1) ベンダが提供する正規ライセンスであること
- (2) ライセンス期間中は追加費用が発生しないものであること

## 5 問合せ対応等サポート

- (1) WEB または物理媒体によりアプリケーションのインストール、ライセンス登録及び利用に係るマニュアルを納品すること。物理媒体の場合は CD-R または DVD-R あるいは書面として 3 部納品すること。なお、書面によらない場合には、Microsoft 社製 Office 又は Adobe 社製 Reader DC 以降で読み込みが可能な電子ファイルとすること。
- (2) バージョンの変更に際しては、都度そのマニュアルを上記いずれかの方法により納品すること。
- (3) 電話または Eメール等の方法によりインストールまたは利用に係るユーザからの

問合せに対応すること。当該問い合わせ窓口は受注者の負担によるものとし、落札後速やかに発注者に通知すること。

## 6 法令等の順守

- (1) 受注者は、当該サービスの提供において、民法、刑法、著作権法、個人情報保護法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。
- (2) 受注者は別記の情報セキュリティ対策に係る事項及び政府機関統一基準等関連ガイドライン、発注者の定めるセキュリティ関連規定や個人情報保護規定を順守すること。また、規程等が改正される場合は、改正後の規程等を遵守すること。

## 7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本調達に係る業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報をした場合は、速やかにその内容を記載した文書により機構に報告すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、機構と協議を行うこと。

## 8 その他

- (1) 当該サービスの提供に当たり、知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、本調達に係る業務に関して取り扱う情報は、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適切な管理に必要な措置を実施しなければならない。
- (2) 受注者は、第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を受けなければならない。この場合において、受注者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本仕様書に定める受注者の債務を再委託先事業者も負うよう必要な処置を実施し、その最終的な責任を受注者が負うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに発注者の担当者と協議の上、適切に処理するものとする。

以 上

- 1 ソフトウェアに関するウイルス対策、脆弱性対策、不正侵入対策の実施
  - イ ウイルス対策、脆弱性対策、不正侵入対策が講じられていること
  - ロ サポート期限が切れた又は当該サービス提供期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わない及びその利用を前提としないこと
  
- 2 再委託に関する情報セキュリティ対策
  - イ 受注者は、作業の全部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。作業の一部を第三者へ委託する場合、機構の承認を得ること。
  - ロ 受注者が作業の一部を第三者に委託する場合、受注者は知的財産権、情報セキュリティ(機密保持及び遵守事項)、ガバナンス等に関して本仕様書に定める受注者の債務一切を再委託先事業者も負うよう、必要な処置を実施し、機構に報告し、承認を得ること。なお、第三者に委託する場合も、再委託先事業者において同様の措置を定め、その最終的な責任を受注者が負うこと。
  
- 3 発注者が定めるセキュリティ関連規程及び個人情報保護規程
  - イ 独立行政法人都市再生機構情報化等管理規程(平成 21 年規程第 21 号)
  - ロ 独立行政法人都市再生機構情報化等管理に関する達(平成 21 年達 21 号)ハ 独立行政法人都市再生機構情報セキュリティ管理に関する規程(平成 21 年規程第 22 号)
  - ハ 独立行政法人都市再生機構情報セキュリティ管理に関する達(平成 21 年達第 22 号)
  - ニ 独立行政法人都市再生機構個人情報保護規程(平成 17 年規程第1号)
  
- 4 政府機関統一基準等関連ガイドライン
  - イ 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン(平成 26 年 12 月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)
  - ロ 政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン(令和3年度版)(令和3年7月7日内閣サイバーセキュリティセンター)
  - ハ 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和3年度版)(令和3年7月7日内閣サイバーセキュリティセンター)
    - (イ) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(令和3年度版)
    - (ロ) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範
    - (ハ) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策の運用等に関する指針
    - (ニ) 政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン(令和3年度版)
  - ニ 「高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン」(内閣サイバーセキュリティセンター)

- (イ) 『高度標的型攻撃』対策に向けたシステム設計ガイド(独立行政法人情報処理推進機構)
- (ロ) 『新しいタイプの攻撃』の対策に向けた設計・運用ガイド(独立行政法人情報処理推進機構)

以 上